

都城市芸術文化振興補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、市の文化の総合的な振興を図るため、芸術文化等の活動を行う団体に対して予算の定める範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、都城市補助金等交付規則（平成18年規則第64号）に定めるもののほか、この要綱によるものとする。

(補助金の種類等)

第2条 補助金の種類は、別表第1に定めるとおりとする。

(補助金交付団体の指定等)

第3条 別表第1に掲げる補助金のうち芸術・文化事業補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、当該年度の5月10日までに同表に掲げる交付団体指定申請に係る書類を提出し、都城市芸術・文化事業補助金審査会（以下「審査会」という。）による審査を経て市の指定を受けなければならない。ただし、同一年度内で1団体が指定を受けることができる事業は、1事業とする。

2 前項の交付申請者は、芸術・文化活動を目的とした団体であって、次に掲げる全ての要件を満たすものでなければならない。

(1) 主に市内を活動の拠点としていること。

(2) 団体の過半数の構成員が市内に住所を有すること。

3 交付申請者の実施する事業は、当該年度の2月末日までに実施されるものでなければならない。この場合において、当該事業の補助対象となる期間は、審査会が認めた期間とし、1年を上限とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金等交付申請書に、別表第1に掲げる申請に係る添付書類を添え、概算払とするものについては当該年度の5月31日までに、確定払とするものについては事業終了後3月以内又は事業実施日が属する年度の3月10日のいずれか早い期日までに市長に提出しなければならない。ただし、市長が認める場合は、期日を延長して申請することができるものとする。

(芸術・文化事業補助金審査会の設置)

第5条 芸術・文化事業補助金の交付については、適正を期するため、審査会を設

置して文化団体等の実施する事業の計画内容について審査するものとする。

(委員)

第6条 審査会の委員は、別表第2に掲げる者をもって充てる。

(会長)

第7条 審査会に会長を置く。

2 会長は、市民生活部長をもって充てる。

3 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第8条 審査会の会議は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の意見を聴き、又は審査会への出席を求めることができる。

(庶務)

第9条 審査会の庶務は、市民生活部コミュニティ文化課において所掌する。

(実績報告)

第10条 第4条の概算払に係る補助金を受けた補助事業者は、補助事業等実績報告書に、別表第1に掲げる実績報告に係る添付書類を添え、事業完了後1月以内又は会計年度末のいずれか早い期日までに市長に報告しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年5月1日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (平成21年1月22日改正)

この要綱は、平成21年1月22日から施行し、改正後の都城市芸術文化振興補助金交付要綱の規定は、平成20年4月1日から適用する。

附 則 (平成21年5月12日改正)

この要綱は、平成21年5月12日から施行し、改正後の都城市芸術文化振興補助金
交付要綱の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成23年11月4日改正）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年5月16日改正）

この要綱は、平成24年5月16日から施行し、改正後の都城市芸術文化振興補助金
交付要綱の規定は、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成27年3月30日改正）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年9月20日改正）

この要綱は、平成28年9月20日から施行し、改正後の都城市芸術文化振興補助金
交付要綱の規定は、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成29年3月7日改正）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年6月29日改正）

この要綱は、平成29年6月29日から施行し、改正後の都城市芸術文化振興補助金
交付要綱の規定は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年1月16日改正）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年6月10日改正）

この要綱は、令和2年6月10日から施行し、改正後の都城市芸術文化振興補助金
交付要綱の規定は、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和3年3月19日改正）

この要綱は、令和3年3月19日から施行し、改正後の都城市芸術文化振興補助金
交付要綱の規定は、令和2年4月1日から適用する。

別表第1（第2条関係）

	芸術・文化事業補助金	都城芸術文化協会運営費 補助金	都城芸術文化協会事業費 補助金
補助の 目的	市内で芸術・文化活動を行う団体の育成と発表機会の充実を図るとともに、市民が芸術・文化に触れる機会を創出すること。	市内の文化団体が加盟する都城芸術文化協会の育成のため、運営を助成すること。	都城芸術文化協会の開催する事業を助成すること。
交付対 象者	第3条第1項の規定により市の指定を受けた団体	(1) 都城芸術文化協会 (2) 都城芸術文化協会 山之口支部 (3) 都城芸術文化協会 高城支部 (4) 都城芸術文化協会 山田支部 (5) 都城芸術文化協会 高崎支部	都城芸術文化協会
補助対 象事業	(1) 芸術・文化を担う人材を育成する事業 (2) 芸術・文化の研究調査活動事業 (3) 芸術・文化活動の成果を発表する事業 (4) 文化活動の向上のために、外部から講師や指導者を招聘する事業 上記にかかわらず、学校、	都城芸術文化協会の運営	都城芸術文化協会が主催する芸術文化の振興に関する事業。

	企業等が行うもの、教授所、教室等が行う稽古ごと、習いごとの発表会等については、補助の対象としない。		
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> (1) 賃金（主催者の賃金は除く。） (2) 報償費（会員に対するものを除く。） (3) 旅費（講師及びゲストに係るものに限る。） (4) 消耗品費 (5) 食糧費（ケータリング、当日弁当代に限る。） (6) 印刷製本費 (7) 通信運搬費 (8) 広告料 (9) 手数料 (10) 委託料 (11) 使用料及び賃借料 (12) 保険料 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 報償費（会員に対するものを除く。） (2) 旅費 (3) 消耗品費 (4) 印刷製本費 (5) 通信運搬費 (6) 手数料 (7) 筆耕料 (8) 使用料及び賃借料 (9) 負担金及び補助金 (10) 賃金（会員に対するものを除く。） 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 賃金（会員に対するものを除く。） (2) 報償費（会員に対するものを除く。） (3) 旅費（講師及びゲストに係るものに限る。） (4) 消耗品費 (5) 食糧費（ケータリング、当日弁当代に限る。） (6) 印刷製本費 (7) 通信運搬費 (8) 広告料 (9) 手数料 (10) 委託料 (11) 使用料及び賃借料 (12) 保険料 (13) 負担金及び補助金
補助金額	(1) 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人	補助対象経費	補助対象経費

	<p>民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。) である感染症をいう。) の感染拡大又は災害 (災害対策基本法 (昭和36年法律第223号) 第2条第1号に規定する災害をいう。) の影響により事業を中止し、又は事業の規模を縮小した場合その他これに類するものとして市長が認める場合 審査会で決定した補助交付予定額を上限に、補助対象経費の総額から収入を差し引いた額の2分の1以内 (千円未満切捨て)</p> <p>(2) 前号に掲げる以外の場合 30万円 (審査会が必要と認めた事業については、50万円) を上限に、補助対象の総額から収入 (入場料、協賛金等) を差し引いた額の2分の1以内</p>		
--	---	--	--

	(千円未満切捨て)。 ただし、補助金額が5 万円未満となるもの は、対象としない。		
支払方 法	確定払	概算払	概算払
交付団 体指定 申請に 係る提 出書類	1 補助金交付団体指定 申請書 2 収支予算積算内訳		
申請に 係る添 付書類	1 事業実績書 2 収支決算書 3 領収書の写し、プロ グラム、チラシ、写真	1 事業計画書 2 収支予算書	1 事業計画書 2 収支予算書
実績報 告に係 る添付 書類		1 事業実績書 2 収支決算書 3 領収書の写し	1 事業実績書 2 収支決算書 3 領収書の写し、プロ グラム、チラシ、写真
交付条 件	1 目的外使用の場合の 返納 2 使途及び事業実績に ついての調査 3 都城市情報公開条例 (平成18年条例第28号) 第22条の規定に基づく文 書の公開	1 目的外使用の禁止 2 目的外使用の場合の 返納 3 使途及び事業実績に ついての調査 4 都城市情報公開条例 第22条の規定に基づく 文書の公開	1 目的外使用の禁止 2 目的外使用の場合の 返納 3 使途及び事業実績に ついての調査 4 都城市情報公開条例 第22条の規定に基づく 文書の公開

別表第2（第6条関係）

市民生活部長
コミュニティ文化課長
生涯学習課長
文化財課長
美術館長